

『熱海市エネルギー・物価高騰対策支援金に係る よくいただくお問い合わせ（Q&A）申請対象関係』

Q1:当該支援金は、税務申告の対象となりますか。

A1:所得税または法人税の計算上、収入として計上する必要があります。詳細は、管轄税務署にお問い合わせください。

Q2:個人事業者の不動産収入は、支援金対象となりますか。

A2:今回の支援金では対象となります。

Q3:認定 NPO 法人を運営していますが、対象になりますか。

A3:税務申告書等で事業収入が確認できる団体は対象となります。

Q4:商工団体を運営しており、税務申告を要しない範囲の事業収入のため、税務申告書類がありませんが、対象外となりますか。

A4:今回の当市の支援金は、広く事業者の皆様へ支援をお届けすることを目的としております。決算書等において事業収入の証明と団体の規約等で事業所の所在が添付できれば対象となります。

Q5:熱海市内に支店を 2 か所設置しております。支店ごと申請可能でしょうか。

A5:一法人（事業者）につき 1 回限りの申請となるため、支店ごとの申請はできません。本社が申請者となり 1 回のみ申請可能です。

Q6:熱海市内に複数の法人経営をしている代表者ですが、それぞれの法人で申請可能でしょうか。

A6:法人ごとに申請してください。

Q7:農業（漁業・林業）を営んでいる個人事業者ですが、対象となりますか。

A7:事業所を要しない事業形態の方でも、個人事業者として税務申告をしていれば対象となります。

Q8:現在休業中ですが、申請対象となりますか。

A8:休業中の事業者は申請することができません。